

**別表 1**

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（多機能型事業所の訪問サービスを含む）、短期入所系サービス事業所（多機能型事業所の宿泊サービスを含む）、介護施設等
- ③ 府、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（多機能型事業所の通いサービス又は宿泊サービス、短期利用認知症対応型共同生活介護を含む）
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 (千円)	単位	対象経費	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。
	大規模型(Ⅰ)	684	事業所		
	大規模型(Ⅱ)	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	事業所	【緊急時の介護人材確保に係る費用】	・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。  なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。介護施設等に限る)	
	大規模型(Ⅰ)	710	事業所	② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保	
	大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所	緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員	【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】	
訪問介護事業所		320	事業所	③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	④ 感染性廃棄物の処理費用	
訪問看護事業所		311	事業所	⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所	代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通	
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所		
居宅介護支援事業所		148	事業所		
福祉用具貸与事業所		-			
居宅療養管理指導事業所		33	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所		

介護老人福祉施設	38	定員	信費用は除く)  ※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限り  ○(ア)④に該当する施設等の場合  【緊急時の介護人材確保に係る費用】  ⑦職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。介護施設等に限り)
地域密着型介護老人福祉施設	40	定員	
介護老人保健施設	38	定員	
介護医療院	48	定員	
介護療養型医療施設	43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所	36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	定員	○(ア)⑤に該当する高齢者施設等の場合  【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】  ⑧感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別添2のとおり。高齢者施設等に限り)
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	定員	

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防マネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。